

令和8年7月1日

公立大学法人尾道市立大学におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針

1. はじめに

公立大学法人尾道市立大学（以下「本学」といいます）は、大学を設置及び管理することにより、尾道市における「知と美」の探究・創造・発信を図る研究活動の拠点として、質の高い独創的な研究を推進するとともに、また有為な人材を育成することをもって、学術・文化の向上と社会の発展に貢献することを目的としています。そして、その目的のための業務を担う本学の教職員が安心して職務に従事できる環境を確保することは、本学の重要な責務と考えています。近年、社会で起きているようなカスタマーハラスメント行為が、本学の教職員に対してなされた場合、本方針に基づき、教職員を守るため、組織として事実関係を把握したうえで毅然とした態度で対応し、健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上に取り組めます。

2. 本学におけるカスタマーハラスメントの定義

本学の教職員に対する意見・言動のうち、教職員の従事する業務の性質その他の事情に照らして、社会通念上許容される範囲を超えた要求や手段等により、教職員の就業環境又は教育研究環境が害されるもの。

3. 本学におけるカスタマーハラスメントに該当する行為例

- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）（インターネットへの書き込み等も含む）
- ・身体的な攻撃（暴行、傷害、物を投げつける、わざとぶつかる、つばを吐きかける等）
- ・要求内容の妥当性に照らして不相当とみなされる窓口等に居座る行為
- ・要求内容の妥当性に照らして不相当とみなされる長時間又は複数回の電話、メール
- ・要求内容の妥当性に照らして不相当とみなされる金銭補償、謝罪の要求

※上記は例示であり、これらに限られるものではありません。

4. 本学におけるカスタマーハラスメントへの対応

本学がカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合、以後の対応をお断りさせていただきます。また、特に悪質と判断した場合には、警察や弁護士等と連携して、法的措置も含め適切に対応します。発生したカスタマーハラスメントについては、被害にあった教職員のケアを最優先するとともに、原因の究明に努め、同様なカスタマーハラスメントの発生を回避する対策を検討します。

以上

公立大学法人尾道市立大学理事長